

農業委員会について (組織・機能)

1. 概要

- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」）に基づく行政委員会として、原則として各市町村に設置。
(※) 但し、農地が著しく小さい等の場合には設置しないことができる。また、農地面積が著しく大きい等の場合には、同一市町村内に複数の農業委員会を設置することが可能。
- 全国 1, 743 市区町村のうち、1, 699 市区町村で 1, 713 の農業委員会が設置されている。(平成 23 年 10 月 1 日現在。農林水産省 HP より)

2. 構成

- 農業委員会は、選挙委員と選任委員から構成される。

- ・ 選挙委員：地元農業者（区域内に住所を有し、一定規模の農地で耕作を行う者及びその親族、配偶者等）から公職選挙法に準じた選挙により選出される。
任期は 3 年。
定数は 40 人を超えない範囲で、条例で定めることとされている。ただし、選任委員より多い人数が必要。

(参考) 現在の全国の選挙委員の内訳は以下のとおり。

専業農家：54%

第 1 種兼業農家：14%

第 2 種兼業農家：29%

農業生産法人の構成員：3%

(平成 23 年 10 月 1 日現在。農林水産省 HP より)

- ・ 選任委員：農業団体（農協、農業共済組合及び土地改良区）がそれぞれ推薦する者各 1 人及び市町村議会が推薦する学識経験者（4 人以内）を市町村長が選任。

※なお、総会の準備や調査・資料収集等を行う事務局が農業委員会に設置されている。

- (参考) 平均的な農業委員会の姿（農林水産省 HP より）
 - ・ 農業委員数：21 名（うち選挙委員 16 名、選任委員 5 名）
 - ・ 事務局職員：5 名（市町村内部部局と兼任している職員が半数）
 - ・ 委員報酬：平均 3 万円/月

3. 農業委員会の業務

- (1) 農業委員会法(※)に基づく権限(※「農業委員会等に関する法律」を指す)
：地域の農地や農業者等に関する広範な業務を担う。

○農業委員会法

(所掌事務)

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

- 一 農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)によりその権限に属させた事項
- 二 土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- 三 前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項
- 2 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。
 - 一 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項
 - 二 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項
 - 三 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
 - 四 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
 - 五 農業及び農民に関する情報提供
- 3 農業委員会は、前2項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができる。
- 4 第2項の規定は、同項に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令(条例を含む。)の規定に基く権限の行使を妨げない。

(2) 具体的な業務内容：農業委員会の主な業務

()内は1農業委員会当たりの年間処理件数(平成22年度実績・農林水産省HPより)

① 農地の権利移動関係の業務

- ・農地の売買・賃借の許可・届出(年間44件)
- ・農用地利用集積計画の決定(年間193件)
- ・農地の賃貸借の解約の許可・届出(年間24件)

② 農地転用関係の業務

- ・農地転用の知事許可関係業務(年間38件)
- ・農地転用の届出関係業務(年間38件)

③ 遊休農地に対する指導等

- ・農地の利用状況調査(年1回以上)
- ・遊休農地の所有者に対する指導(年間20件)
- ・農地の利用関係の斡旋(年間14件)

※この他にも、各法令に基づく業務のほか、予算事業の執行過程の業務等、多岐にわたる業務を担っている。